（感染を防止するための協力要請等）

第45条

2　特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設、興行場その他政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

【政令】

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第11条　法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第3号から第13号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

1　学校

2　保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

3　学校教育法第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校、同法134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設

4　劇場、観覧場、映画館又は演芸場

5　集会場又は公会堂

6　展示場

7　百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）

8　ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

9　体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

10　博物館、美術館又は図書館

11　キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

12　理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類すサービス業を営む店舗

13　自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

14　第3号から前号までに掲げる施設であって、その建築面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

資料２　参考

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

１　基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	
	ヌードスタジオ	対象	
	のぞき劇場	対象	
	ストリップ劇場	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	
運動・遊技施設	体育館	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） ※１　屋内施設は、使用停止の要請の対象とする ※２　屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場（※１）	**対象外**	
	バッティング練習場（※１）	**対象外**	
	陸上競技場（※２）	**対象外**	
	野球場（※２）	**対象外**	
	テニス場（※２）	**対象外**	
	柔剣道場	対象	
	弓道場	**対象外**	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
劇場等	劇場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

1　基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
集会・展示施設	集会場	対象	【要請の内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	公会堂	対象	
	展示場	対象	
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	
	多目的ホール	対象	
	神社	**対象外**	
	寺院	**対象外**	
	教会	**対象外**	
	博物館	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼（特措法によらない協力の依頼）
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止について協力を依頼。（特措法によらない協力の依頼）ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼 ※１　主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は要請の対象外。
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	宝石類や金銀の販売店	対象	
	住宅展示場（集客活動を行い来場を促すもの）	対象	
	古物商（質屋を除く）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物店	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	
	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	整体院（※１）	対象	
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

2　基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

カテゴリー	対象	休止要請	備考
医療施設 （※1）	病院	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※1　国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は、使用停止の要請の対象とする。
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	接骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	対象外	【要請の内容】 必要な保育等を確保した上で適切な感染防止対策の協力を要請
	学童クラブ	対象外	
	障がい児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※移動販売店舗を含む
	食料品売場（※）	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店（生活必需品売場）	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター（生活必需品売場）	対象外	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請 ※19時以降の夜間は、酒類の提供を控えていただくよう協力を要請
	料理店	対象外	
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	タピオカ店	対象外	
	居酒屋	対象外	
	屋形船	対象外	
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	カプセルホテル	対象外	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請の内容】 適切な感染防止対策の協力を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	鉄道	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等含む）	対象外	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

1　基本的に休止を要請する施設

カテゴリー	対象	休止要請	備考
大学・学習塾等	大学	対象	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 施設の使用停止について協力を依頼。（特措法によらない協力の依頼）ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾	対象	
	オンライン授業	**対象外**	
	家庭教師	**対象外**	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	体操教室	対象	
文教施設	幼稚園	対象	【要請の内容】 原則として施設の使用停止及び催物の開催停止を要請
	小学校	対象	
	中学校	対象	
	義務教育学校	対象	
	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	

新型コロナウイルス感染症に係る休業要請等の対象施設一覧

2　基本的に休業要請を行わない施設（適切な感染防止対策の協力を要請）

カテゴリー	対象	休止要請	備考
工場等	工場	対象外	【要請の内容】
	作業場	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
金融機関・官公署等	銀行	対象外	
	消貸者金融	対象外	
	ＡＴＭ	対象外	
	証券取引所	対象外	【要請の内容】
	証券会社	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	各種事務所	対象外	
その他	理髪店	対象外	
	美容院	対象外	
	銭湯（公衆浴場）　（※）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	
	貸衣裳屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	【要請の内容】
	ブライダルショップ	対象外	適切な感染防止対策の協力を要請
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	※物価統制令の対象となるもの
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店（時計、靴、洋服等）	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品店	対象外	
	花屋	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	